

## IV 個別指導事例編

### 事例1 兄妹の様子から虐待として対応したケース（心理的虐待・性的虐待） 家庭内のDV（ドメスティック・バイオレンス以下DVとする）が背景にある虐待事例

#### 1 事例の概要

##### (1) 家族構成

父 50代前半

母 50代前半

兄 15歳

本人A子 12歳女子

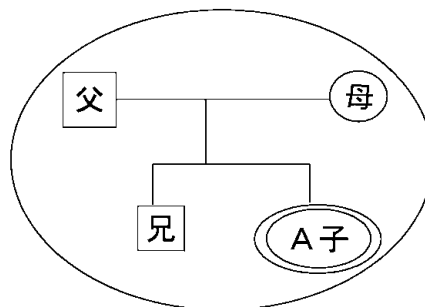
##### (2) 事例対象児の行動傾向

- ・おとなしくまじめな性格で控えめな印象であるが明朗で友達も多い。
- ・体調不良での保健室利用が増えてきていた。

##### (3) 家庭の状況

＜教育相談の中でのA子の話から＞

- ・父親は母親を感情的に怒ることが多くあり、父親を真似して兄が母親やA子にひどく感情的にあたる。
- ・リビングに、アダルトビデオや雑誌が目につくところにありA子は、苦痛を感じている。
- ・何かにつけ、家庭では本人と母が悪者にされてしまう。



※家族関係図

(ジェノグラム)

P56参照

#### 2 虐待の通告に至るまでの関わり

##### (1) 学校の関わり

###### ① 本人へ

- ・教育相談を通した学校の関わりの中で虐待対応キーパーソン(以下「キーパーソン」という)は、養護教諭である。
- ・教育相談部会で管理職を含めて情報の共有と方針についての検討をし、その上で、本人とは保健室での健康相談活動を継続的に続けた。その機会を通じて、養護教諭は、兄妹に関する情報を収集していた。
- ・夏休み明け、体調不良での保健室への来室がたびたびあった。休み中の生活を聞いていく中、自宅での家族関係がよくないことを話し始めた。(家庭の状況記載)
- ・男性教諭が大きな声で怒鳴る場面に会うと、体が堅くなり、震え、泣き出してしまいう等、いわゆるPTSD(心的外傷ストレス障害)症状かと思われるようなパニック状態で保健室に連れてこられたこともあった。

###### ② 兄へ

- ・兄も同校に在籍。
- ・兄は、女性教諭や保育実習先の保育士に結婚しているかと尋ねたり、養護教諭に

子どもの作り方を聞いたり、テストの回答欄に母親と妹に対して女は黙って服従しろという内容の文章を書いたりしていた。担任はそうした兄の考え方や行動を心配していた。

- ・教育相談部会で協議し、専門家の意見を聞きたいということになり、男性のスクールカウンセラーの面談を実施した。

③ 保護者へ

- ・兄の担任だった男性教諭を父親との窓口を決めて、信頼関係づくりに努めてもらい、学校からの要望事項が聞き入れてもらえるような体制をとった。
- ・ビデオや雑誌の散乱が子どもに悪影響であり、それ自体でも虐待になってしまうことなどを伝え、兄のテストの回答等、心配な事柄もあわせて伝えた。
- ・養護教諭が母親に、保健室でのA子の様子について連絡し、心理的にも落ち着かない状況で苦しんでいることを伝えた。また、その中で母も同様のつらさを味わっていることを確認したため、外部のカウンセラーを紹介した。

(2) 関係機関との連携

- ・養護教諭がA子の話や母親の話を校長に伝え、校長は、その報告をうけて、教育委員会の支援室へ連絡をし、指導を受けて、相談の形で児童相談所に通告した。

### 3 通告後の支援等（心理的ケアを含めて）

(1) 学校からの支援

① 本人へ

- ・養護教諭しか知らないことが前提での対応のため、健康相談活動の形での呼び出し面接を定期的にもった。
- ・キーパーソンを中心に、心理的不安の吐き出し・取り除きと相談の場としての関係づくりに努めた。
- ・担任とA子は信頼関係はできていたが、担任は男性で、このことについて本人が相談するには抵抗があるとのことだったので、養護教諭と担任と連絡を密にとり、家庭での様子を常に把握できるようにした。

② 父親へ

- ・兄の担任の男性教諭が父親との窓口となり、父親の仕事が終わる時間にあわせて家の外で数回面談し、家庭の中の状況が改善しているかの確認を定期的にした。

③ 兄へ

- ・スクールカウンセラーは、兄について特に問題はないとのことで、二度の面接で終了した。
- ・担任、部活動の顧問が、理想の男性モデルとしての役割に徹してもらい本人のこだわりや悩みに丁寧に対応した。

(2) 市教育委員会からの支援

市の支援室に、校長が連絡をとり、対応を協議した。

（要保護児童対策地域協議会への相談を含める。）

(3) 関係機関からの支援

児童相談所からの連絡は、校長が窓口となり、電話等で学校での様子についての詳細を報告したりしていたが、通告後の支援のあり方について等の連絡はなかった。

## 4 課題・状況・改善策等

### (1) 学校について

#### ① 状況

- ・ A子自身は進路について目標ができ、それに向かって学習に励んでいた。
- ・ A子とは、継続的に保健室での面談が続いた。
- ・ 子どもの目のつくところにアダルトビデオを放置しておくことに関しては、改善が見られた。また、家族の関わりについても多少の改善がみられた。
- ・ 現在でも児童相談所、市関係課の継続的な調査が続いている。

#### ② 課題

- ・ 子どもの目のつくところにアダルトビデオを放置しておくことが虐待であるということを通じての教職員に認識されているとは限らない。打ち明けられた教諭によって対応が違うことがあってはいけないので啓発・研修の必要性を感じた。
- ・ 虐待を受けている子どもは、いつでも誰にでも簡単に話ができるものではない。定期的な教育相談の実施や生徒との関係づくりの基本である学級経営の重要性を感じた。
- ・ 校内組織の協議の中で、学校は、専門家の見立てや支援、介入が必要ではないかと臨床心理士やカウンセラーに依頼したが、心理的には問題なしとの判断であり、支援方法についての連携協力に係る難しさがあった。
- ・ 性的虐待の対応については、打ち明けられた教諭への周りからの支援が必要であり、特別なカウンセリング手法や質問の仕方の訓練が必要であると感じた。
- ・ A子、兄、保護者とそれぞれに対応する教諭が必要となり、教職員同士の連絡を密にしたり、役割や情報を整理したりする校内体制の整備が必要である。

### (2) 家庭について

兄妹が同一校に在籍する中での関わりで、配慮すべき事項がたくさんあった。兄は進学先でスクールカウンセラーとの面談が続いているようだ。また、母親については定期的に外部のカウンセラーとの面談が続いている。

### (3) 関係機関との連携について

児童相談所から情報が欲しいと連絡はあるが、児童相談所の動きや関わり方などについての経過は、わからないままだった。学校を含めた、要保護児童対策地域協議会での関係機関の報告のあり方など、改善の余地が見られる。

#### ☞CHECK☞

事例1・事例2、いずれも性的虐待やDV、発達障害などのさまざまな問題が複雑に絡み合う様子がわかります。兄と妹が同時に学校に在籍している事例1などでは、性的虐待が絡むという困難さに加え、2人の課題を常に念頭に置かなければならない状態があります。そうした複雑な対応を校内のチーム体制と役割分担で乗り越えていこうとする姿勢が見られます。また、学校側の期待通りに動けない関係機関との連携の難しさもあります。そのため、関係機関との日頃からの連携が大切です。

## 事例2 子どもの養育ができない母親（ネグレクト）

親が生活規範及び生活自立の能力がないことから、支援による変化が見られない事例

### 1 事例の概要

#### (1) 家族構成

母 30代後半

内縁の夫（同居人） 20代後半

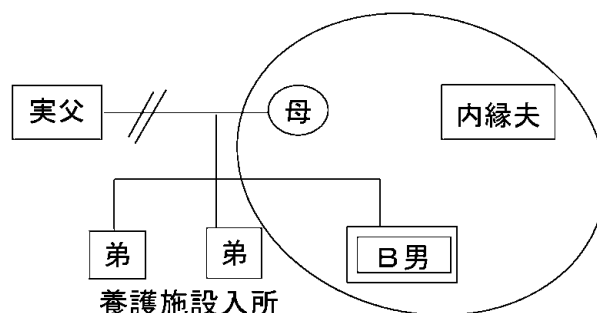
本人（B男） 14歳

#### (2) 事例対象児の行動傾向

- ・知的障害で特別支援学級に入学。多動で指示に従わず泣きわめき、他の生徒を噛むこともある。
- ・強く怒られると、壁に頭をぶつけるなどの自傷行為が出る。
- ・体格は小学校低学年の水準である。中学入学後も体重増加はほとんどない。

#### (3) 家庭の状況

母親は外国籍の前夫との間に本人を含め3人の男児をもうけたが離婚。両親ともに養育能力に乏しいとの判断から、2人の弟は養護施設に保護されB男のみ母親と暮らすことになった。



### 2 虐待の通告に至るまでの関わり

#### (1) 学校の関わり

- ・本人には家庭環境や自身の問題の理解が困難。将来的に自立できるような教育的支援を、特別支援学級の担当教諭が中心となり取り組んだ。
- ・母親は金銭感覚が身に付いておらず、生活保護給付金の使途も無計画で、学費滞納が続いた。電気、水道等が止まることも多かったため、特別支援学級の担任がその状況を教頭に報告し、校長の意を受け、教頭がネグレクトとして児童相談所に通告した。

#### (2) 関係機関との連携

##### ① 児童相談所との連携

- ・第2人の施設措置時点から把握していた事例で、学校からの通告後すぐに家庭訪問し、生活状況を確認するとともに市の福祉関係課につないだ。

##### ② 福祉関係課との連携

- ・生活保護の手続き等、母親自身の力でできないこともあり、何度も電話で対応し支援し続けた。同居人の男性も知的な遅れが疑われ生活能力は乏しく、生活に関する支援は常に母親を窓口にしたが、学校からの連絡に一切応じなくなることも何度かみられ、その際は福祉関係課に連絡をしてもらった。

#### (3) その他

- ・母親は、B男が小学校の時に起こした無免許運転事故の賠償金を払わず、督促も無視し続けたため、B男が中2の時の2月に交通刑務所に収監された。母親の処遇が決定するまで、B男は自立支援施設に一時保護された。生活基盤そのものへの支援

の必要性が高く、児童相談所、市福祉関係課、市教委、学校の各担当で会議を開催し、それぞれの支援の方向性と具体的対策を立てた。

### 3 通告後の支援等（心理的ケアを含めて）

- (1) 学校からの支援
  - ・ B男は特別支援学級での指導が実を結び、幼児のように泣き叫んだり暴れたりするようなことはかなり影を潜めた。
  - ・ 通告後も家庭の様子は一向に変わらず、食事もままならない状況だった。体重も増えない状態（長期の休み明けは必ず体重が減っている）だったので、特別支援学級の教諭が食材を準備し家に持たせたりするなど、物質的な面からも支援を行った。
  - ・ 生徒指導部会に特別支援学級主任、教育相談主任、該当事例の担任を加え、虐待事例に対応するため支援会議を臨時的に開催し、B男への支援方針を確認した。
- (2) 関係機関からの支援
  - ① 児童相談所＜対応窓口は教頭、情報提供者は担任及び学年主任＞
    - ・ 母親が警察に拘束されることになったとき、すぐに保護先を決め対応した。
    - ・ 学校と連絡を取り合い、定期的に家庭訪問をしたり、市の福祉関係課の担当者に状況を話し協力を求めた。
  - ② 市の福祉関係課＜対応窓口は児童相談所担当者、学年主任＞
    - ・ 電話での対応で生活全般、主に経済的な手続きなどに関するアドバイスをを行った。
  - ③ 警察＜対応窓口は学年主任＞
    - ・ 母親の拘束に関しての情報の共有や母親への指導を行った。

### 4 課題・状況・改善策等

- (1) 本人及び家庭について
  - ・ B男自身の発達障害（知的、多動）や家庭内の養育能力の低さのため、家庭内に問題意識が希薄で状況が一向に改善されない。関係機関の支援会議で決定された方策を実行しても全く母親が理解しておらず、生活が改善されない。
  - ・ 家庭の状況は悪化するばかりで、B男が中3になった頃は、電気も水道も止められてしまった。
  - ・ 母親は2人の弟を養護施設に預けたまま、現在同居している男性との間に子どもができた。
- (2) 関係機関との連携について
  - ・ 学校と関係機関との連携は、B男が中学校入学後まもなく開始された。それぞれの関係機関の担当者（学校も含め）が連携を取りながら、B男の母親と人間関係が一番良いと思われる教諭が窓口となり、母親への生活支援を続けてきた。しかし、母親自身に問題意識がないため、崩れた生活を立て直すことは難しかった。
- (3) その他
  - ・ 母親は、自分の子ども2人が養護施設に保護されているという自覚がうすい。
  - ・ B男は本校を卒業し、養護学校に進学したがその後の状況は他の生徒の親から時々入る程度である。

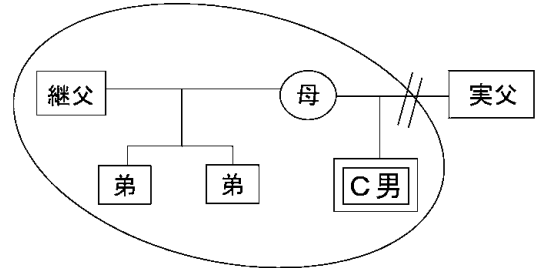
### 事例3 継父による暴力とDV（身体的虐待 精神的虐待）

発達障害のある生徒の問題行動の陰に、継父による暴力や継父の母親に対するDVが大きく影響していた事例

#### 1 事例の概要

##### (1) 家族構成

継父 40代前半 母 30代後半  
C男 14歳 弟（2人）



##### (2) 事例対象児の行動傾向

- ・小学校時代から盗癖、虚言癖、多動があり、中学校に入ってから続いた。
- ・小学校の時、神経クリニックを受診し、ADHDの診断を受けてリタリンを4時間おきに服用していた。
- ・市の就学支援委員会では特別支援学級を勧めたが、保護者の意向で中学校入学時は通常学級へ在籍した。リタリン服用は続いていたが、入学直後から「異物を食べる」「校舎内外を徘徊する」などの行動が日増しに多くなっていった。

##### (3) 家庭の状況

###### 【母親について】

- ・母親は高校時代から青年期にかけて、実父から性的虐待を受けていた。最初の結婚でC男を授かったが、まもなく離婚。その後、夜の仕事をしながらで今の夫に出会い再婚した。

###### 【父親について】

- ・継父は大工の長男としてかなり厳しく（叩かれて）育てられた。結婚当初は優しくだったが次第に母親のあら探しを始め、家庭内にICレコーダーを仕掛けるまでになった。帰宅後、それを確認し気に入らないと暴力をふるうようになった。暴力は子どもが増えるにつれ激しさを増し、母親へのDVは日常的となり、子どもたちは毎日、父親におびえて生活していた。

#### 2 虐待の通告に至るまでの関わり

##### (1) 学校の関わり（特別支援学級措置替えまでの経過）

- ・入学当初から通常学級での不適応行動の実態を担当が家庭に連絡しても、父親の方は威圧的な態度で話を聞き入れなかった。
- ・養護教諭から主治医に学校でのC男の様子を連絡して、C男の資質や能力にあった環境で支援すれば状況が良くなることを、主治医から保護者に伝えてもらった。その上で担任と学年主任、養護教諭が家庭訪問し、C男の将来を考え、就労できる能力を特別支援学級で学ぶことを勧めたところ、父親も了解し特別支援学級へ措置替えをすることになった。

##### (2) 保護者への関わり（特別支援学級移籍から児童相談所通告までの経過）

- ・特別支援学級に移ったことで精神的に落ち着き、通常クラスの時に見られた不適応

行動は消失した。また、徐々に真実を語り始め、今まで見えていなかった父親の暴力や母親に対するDVの様子が次第に明らかになってきた。

- ・C男自身の不適応行動及び問題行動の背景には、彼自身の理解能力の低さに加え、母親の養育能力の低さ（食事がきちんと与えられない）や父親の暴力に対する恐怖感（殴られることが怖くて家に帰れないなど）があった。
- ・担任が養護教諭とともに何度か父親との面談を行い、家庭での関わり方などを話し合った。しかし、父親の暴力はなくなり、C男が頭に傷を負って登校してきた日に、校長は、児童相談所に通告した。

### (3) 関係機関との連携

#### ① 警察との連携

- ・児童相談所に学校から通告する以前に、母親は夫の暴力に耐えかねて何度か警察を呼んだ。

#### ② 児童相談所の連携

- ・C男の様子を把握するとともに、主に母親の相談に応じた。

#### ③ 医療機関との連携

- ・学校の情報を提供して共有し、指導の方向性が同じになるように本人や保護者に話をしてもらった。

## 3 通告後の支援等（心理的ケアを含めて）

### (1) 学校からの支援

#### ① 本人へ

- ・問題行動を起こした場合、事実の確認は担任が中心となって行い、生徒指導委員会に報告し、生徒指導主任や教頭、校長からも本人に指導をした。その中で「本当のことをきちんと話してくれる人は守れる。先生達は、みなC男の味方」と言い続けた。

#### ② 親へ

- ・通告後しばらくは小康状態で、児童相談所に状況を報告しながら様子を見ていたが、C男の性的な問題行動と家庭内での多額な金銭盗難が相次いで起こったことで、保護者と面談を行い、児童相談所や主治医に連絡を取るように伝えた。
- ・面談の中で父親が母親をなじり、離婚も考えていることを口にしていたが、お互いを思いやる気持ちを持つことや、C男も母親も父親（夫）に愛されたいと願っているので父親にがんばってもらいたいことを伝えた。

### (2) 関係機関からの支援

- ・母は、C男が3年生の5月上旬、修学旅行から帰ってきた日、父親の勘違いから起きた母親への暴行と暴言に耐えきれず、C男と弟2人を連れて飛び出すように家を出た。数日間娯楽施設等の駐車場で夜を過ごした後、離婚経験者の友達の薦めで家庭裁判所に援助を求めた。児童相談所ですぐに対応し、母親の処遇が決定するまでC男と2人の弟は養護施設に一時保護となった。
- ・家庭裁判所、児童相談所、警察などが検討した結果、母親の養育能力や経済力では母親が養育権を取り子どもと3人で暮らすことに無理があるとの判断から、離婚調

停は不成立となった。

- ・母親と子どもたちが父親と一緒に暮らすに当たり、父親は絶対に暴力をふるわないこと、母親は家事をしっかりとやることなどいくつか、児童相談所から指導された。

#### 4 課題・状況・改善策等

- (1) 学校について
  - ・C男自身の発達障害や母親の能力など、相談だけでは解決できない根本的な問題も抱えているので、C男に関しては、常に関係機関と情報を共有しつつ、校内の支援会議を通じて全職員で見守っていく。
- (2) 家庭について
  - ・父親が今後暴力をふるわないことを条件に母子は家庭に戻ったが、1か月もたないうちに、一般の方からC男が虐待を受けているのではないかという情報が学校に入ってきた。
- (3) 本人について
  - ・一時的に保護されていたときのC男の様子は、何か安堵感が感じられ、明るくなった。しかし、再び家庭に戻ることになり、久しぶりに見たC男は、表情が暗く良い状況であるとは言い難いものだった。
- (4) 関係機関との連携について
  - ・外部の関係機関との連携は早くからあったものの、母親が訴えを起こすまでは、父親に直接的な指導を入れることはできなかった。
  - ・C男や母親から、明確な暴力に対する訴えがあり、医療機関や警察、児童相談所などに報告がされた。しかし、母親のコミュニケーション能力では現状をうまく説明できない上、父親が怖くて父親の前では何も言えず、父親は能力の低い母親のせいにして自分の行為を正当化した。このような中では、警察でさえ正しく状況判断することが難しく、母親やC男が望む支援を受けることはできなかった。
- (5) その他
  - ・両親の生育歴（人格形成上抱える問題も含め）やC男の発達障害（情緒面も）と今までの家庭状況から、カウンセリングや面談を重ねるだけでは解決できない問題を多く抱えており、大きく改善させることは難しい。
  - ・C男の表情が以前に増して良くないのは、離婚の話がもちあがり、やっと父親から離れられると期待したが、離婚調停が不成立だったため落胆も大きかったからと思われる。今後の生活に期待がもてずにいるとすれば、今後の支援はかなり大変になると想像される。
  - ・DVや虐待のある家庭は、複雑な原因が絡み合っている。

#### ☞CHECK☞

DVと本人の発達障害が絡みあっている事例です。中学校段階では課題についても時間の経過と共にその対応に困難さをきたす様子が伺えます。こうした事例では、さまざまな機関のサービスや介入を組み合わせることが欠かせません。しかし、学校の願いや思惑が他機関と、必ずしもすべて共有できるものではないという実態が見られます。連携ができるよう体制を日ごろから築いておくことが大切です。



## 事例4 父親による暴力と本人の発達の偏り（身体的虐待）

親の養育態度と発達障害が重なり不適応となり、非行へとつながってしまった例

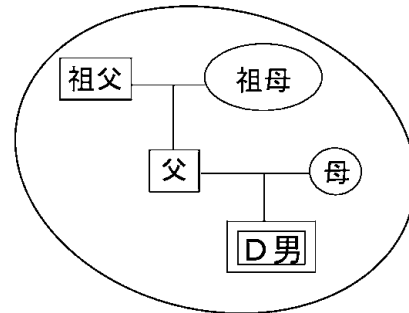
### 1 事例の概要

#### (1) 家族構成

祖父60代後半 祖母60代後半

父40代後半 母40代前半

本人D男15歳



#### (2) 事例対象児の行動傾向

##### ① 小学校での様子

- ・体格がよく力は強かったが、単独でいたずら等をするとはなかった。強い児童に従って行動することが多かった。学習の遅れが目立ち、学年が進行するにつれて授業中の立ち歩き、居眠りが増えた。

##### ② 中学入学後の様子

- ・入学直後より授業中に教師の指示に従えない状況が見られた。注意を受けることが多くなるにつれ、暴言や暴れることも多くなった。家庭での様子も悪化し、母親の言うことは聞かない。父親に対しても歯向かっていくようになった。

#### (3) 家庭の状況

##### 【父親】

- ・子どもにストレスをぶつけることが多く、酒を飲み家族に当たり散らす毎日だった。子どもが、悪さするとすぐに殴る蹴るなどの暴力で押さえつけようとした。

##### 【母親】

- ・大変おとなしく、何も言えない。子ども、夫、夫の両親などの関係に悩み常におどおどしていた。

### 2 虐待の通告に至るまでの関わり

#### (1) 学校の関わり

- ・学校から家庭に連日電話を入れて状況を報告すると、父親が過度に反応し母親に暴力を振るうことが多くなるため、母親自身の都合のよい時間に来校してもらいD男の様子を直に確認してもらった。その都度、担任、学年主任、養護教諭などが面談し、母親の苦悩を受け止めながら、今後の対応を話し合った。
- ・他の生徒への影響も配慮し、問題行動が始まると、落ち着かせるために保健室で対応するようになったが、その中で専門機関との連携の必要性があると思われる点がいくつか見えてきた。
- ・母親と協議し、D男自身にも今の生活を変えたいという意思があることを確認したうえで、医療機関や児童相談所・警察にも相談をすることにした。
- ・母親が関係機関に連絡するとともに、学校からも連絡を入れた。

## (2) 関係機関との連携

### ① 医療機関との関わり

- ・学校や家庭での様子などについて、まとめた資料を医療機関に送り、養護教諭が出向いて担当医師と面談をするなど情報交換を密にした。
- ・受診はD男自身も納得していたが、不安も強く、母親ではD男が暴れることを抑止できないため、養護教諭が毎回D男を連れて通院した。
- ・検査やカウンセリングの結果、境界線の知的水準や発達の偏りが確認されるとともに、父母の養育態度がD男の情緒面の発達に大きな悪影響を及ぼしていると診断された。

### ② 警察との関わり

- ・中学校に入ってから、D男が父親と暴力的な衝突をするようになったが、母親の連絡に応じて、その都度、家庭訪問をしてくれた。

### ③ 児童相談所との関わり

- ・定期的にD男との面談を行ってもらった。学校からは、学校での様子や母親からの情報を毎日連絡した。

## (3) その他

- ・医療機関との連携のもとで取り組んだが、父親の態度に変化が見られず、D男の問題行動はますます悪化し、教室に向かわせることが危険な状態になった。
- ・警察や児童相談所の担当者がD男と面談し、迷惑をかけることが多くなるなら登校させられないと伝えたが納得しなかったため、児童相談所から本人に登校の条件を提示した。学校側は全職員でその条件を共有し、D男が登校してきた際の支援体制を具体的に話し合った。

## 3 通告後の支援等（心理的ケアを含めて）

### (1) 学校からの支援

- ・保健室で過ごすという親との話し合いに基づき、保健室を支援場所に固定した。
- ・医療機関からのアドバイスに従って本人への指示の出し方などを工夫した。
- ・父親への指導は、母親を通じてのお願いという形でほとんど効果がなく、警察や児童相談所の担当者との面談にも応じず、家庭環境が変わることがなかった。D男の行動は悪化し、外泊や軽犯罪も見られた。

### (2) 関係機関からの支援

- ・これまでの経過をふまえ、現状の環境下での支援では、D男の問題行動を抑さえるのは難しいと判断した。学校、児童相談所、警察で協議し、次に問題行動を起こした時点で警察が介入し家庭裁判所を通して施設に入れる方針を決定した。両親に対しては、児童相談所の担当者がその旨を十分に説明し、次に暴力行為や器物破損などの問題行動を起こしたときは、学校だけでなく家庭内であっても必ず連絡をするように話した。

### (3) その他

- ・中学2年の10月、校内で暴力行為をふるったため警察に保護され、そのまま自立支援施設に移送された。

#### 4 課題・状況・改善策等

##### (1) 本人について

- ・ 自立支援施設で卒業まで過ごした。地元の高校に合格し、自宅に戻って通学を始めた。元の環境の刺激が入ると元に戻ってしまうことが懸念されていたが、高校入学後まもなく授業妨害や恐喝、暴行を繰り返し、謹慎処分を受けている間に大きな事件を起こし少年院に入ることになった。

##### (2) 関係機関との連携について

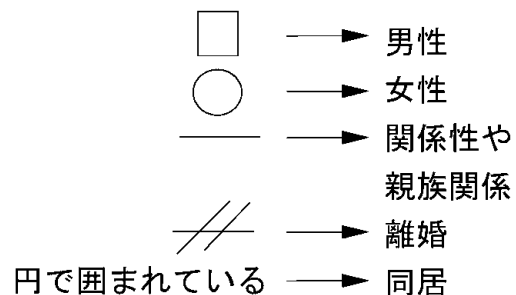
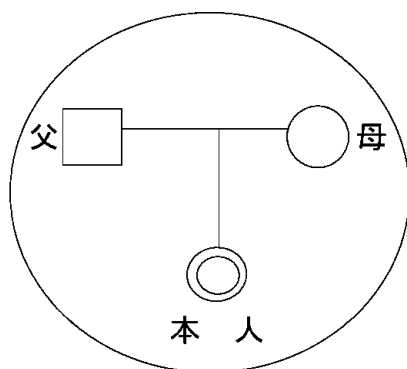
- ・ D男が高校入学後、鑑別所に収監されたことを契機に、主な連携機関は、児童相談所から警察になった。
- ・ 卒業後も何かあると中学校に来ていたため、その都度D男の言動を警察の生活安全課の担当者に連絡をし、連携を図った。

#### ☪CHECK☪

本人の発達的問題と養育の不適切さが絡み合っている事例であり、思春期に入ると、こうした問題への対応が困難になる典型的なものです。本人の学校生活への適応に際しても他の機関の協力が必要になります。

#### ジェノグラムとは？

家族関係図を記号で表したものです。複雑な関係図も単純な図や記号で表すことにより、家族構成を理解することができます。



個別事例編では、このジェノグラムで事例の家族関係図を表しています。

## 事例5 継父による性的虐待と母親の養育態度（性的虐待）

不登校傾向の陰に、継父による性的虐待と母親の不関与が隠れてくるのが、学校の関わりによって発見され対応に至った事例

### 1 事例の概要

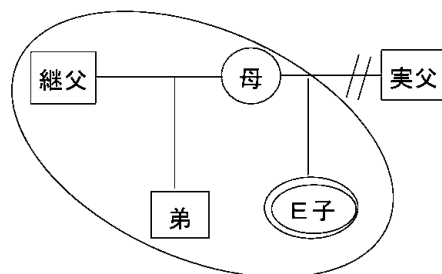
#### (1) 家族構成

継父 30代前半 母 30代後半

本人E子 14歳 弟 3歳

#### (2) 事例対象児の行動傾向

- ・小学校から欠席が多いという申し送りがあった。
- ・中学入学当初から欠席が多く、時々登校してきてもずっと下を向いており、友達との会話もなく、次第に学校に出てこなくなった。



### 2 虐待の通告に至るまでの関わり

#### (1) 学校の関わり（本人へ）

##### ① 保健室登校までの関わり

- ・担任（女性）と養護教諭で家庭訪問を繰り返し、人間関係を慎重につくっていく中で、家庭内の問題が隠れているように感じ、本人との手紙の交換で意志の疎通を図った。手紙の内容から、保健室登校の希望が判明。登校したい気持ちの伝え方をアドバイスしたところ、母親に伝えることができ、保健室登校が始まった。

##### ② 虐待通告までの経過

- ・校内での児童虐待対応キーパーソン（以下キーパーソンという）は養護教諭が担当し、担任は、授業がない時や空き時間はできるだけ保健室で過ごし、その中で徐々にE子が自身の生活の様子を話し始め、その内容から性的虐待が疑われた。
- ・養護教諭からE子に毎日の生活の様子を書き留めておくように促した。そして「E子自身が先生に助けてほしいと思ったとき、その時に必ず書き留めておいたメモが役に立つ。先生たちはいつでもE子の味方だし、E子が困ったときは必ず助けてあげる。」と伝え、E子からSOSが出るまで焦らずに待った。
- ・2年生になった頃、E子がとうとう泣きながら今まで書き留めておいた生徒手帳を担任と養護教諭に差し出した。幼児期から始まった継父からの性的虐待は中学校入学後は性交に及び、母親に相談しても激しく罵られたことなどが記載されていた。校内で協議の上、即時通告に踏み切った。

#### (2) 関係機関との連携

##### ① 警察との連携

- ・被害の内容から警察に連絡する方がよいと判断し、まず電話で大まかな経過を報告した。E子の精神的ダメージを考え、生徒手帳をもって、養護教諭が警察署に行き被害届を提出した。

##### ② 児童相談所との連携

- ・警察から連絡を受け、すぐにE子の受け入れ先を決定し、担任と養護教諭がE子に付き添い、児童相談所の担当者の車で、受け入れ先の自立支援施設に移動した。
- ・警察から連絡を受けた母親が、かなり取り乱した状態で児童相談所に来て、「勝手なことをするな。」と養護教諭に詰め寄るなどの場面があったが、児童相談所側はE子と母親を面会させなかった。

### 3 通告後の支援等（心理的ケアを含めて）

#### (1) 学校からの支援

##### ① 本人へ

- ・養護施設へ移ってからも手紙等でやりとりを頻繁にとる他、担任と養護教諭で月に2、3度訪問し面談をした。

##### ② 保護者へ

- ・母親と継父に対する指導については、児童相談所と警察に任せた。学校側が継父に接触することは一度もなかった。
- ・母親は学校に乗り込んで来て、「家庭の問題。」「家庭内がおかしくなった。」「自分の生活がめちゃめちゃになったら誰が責任をとってくれるのか。」など自己中心的感情をぶつけてきた。その都度母親として子どもをどう支えていかなくてはならないのかを根気よく話し続けた。

#### (2) 市教委等からの支援

- ・自立支援施設を退所し、家庭に戻った後の通学先の相談にのり、手続き等の支援をした。

#### (3) 関係機関からの支援

##### ① 児童相談所からの支援

- ・母親と継父に対しての指導と、E子の経過を自立支援施設や学校と情報交換し、対応に関する支援を行う。

##### ② 警察からの支援

- ・母親や継父に指導し、その内容を児童相談所の担当所員と情報交換をした。

### 4 課題・状況・改善策等

#### (1) 本人について

- ・自立支援施設での生活は10か月ほどで終了し、退所後は、自宅に戻り、転校して中学校3年生を迎えた。
- ・転校先の中学校に偶然、前在籍校の養護教諭が転勤してきたことから、児童相談所と市教育委員会へ連絡し相談の上、校長、教頭、学年主任、生徒指導主任には転校に至るまでの経緯を共有して、その後の様子を注意深く見守ることができた。

#### (2) その他（現状と課題も含む）

- ・通告後は警察と児童相談所に母親と継父の指導は任せ、学校は必要に応じて連絡を取っていた。しかし、何年もの間行われていたE子への性的虐待に対する父親の処分は、厳重注意という形で終わった。
- ・E子は今回のことで心も身体も大きく傷ついたが、母親はとうとうE子にやさし

い言葉をかけることはなく、一貫して継父をかばい続けた。

- ・夏休み明けから、E子は服装に乱れが見られ、不安を感じさせるようになった。他の教職員は知らないことになっているため、養護教諭がE子に時々確認していたが、「大丈夫です。」という返事を繰り返すだけだった。結局、生徒指導上の問題行動をかかえたまま、E子は卒業していった。

### ☞CHECK☞

性的虐待の事例であり、性的虐待特有の課題が随所に読み取れます。事実関係を聞き出すことの難しさや関係機関が対応の歩調を合わせることの重要性、家族からの非難の問題、さらには、本人が無意識に罪悪感を強め、教職員との関係が不安定になるなど、難しさなどが如実に示されています。本事例は、本人の意志を尊重し、メモをとっておくように伝え、本人からのSOSが出された当日、素早い連携で通告するなど、他者に伝えることの必要性を本人とともに考えられる信頼関係が、生徒と教職員との間につくられていたことがよい結果につながったという良い例です。

#### ☞ 性的虐待

○性的虐待は、4種の虐待の中でも特異性の高い虐待であると考えられます。学校が単独で対処できる範囲はかなり少なく、疑いを持ったときにはすぐに関係機関との協議を行うことが望ましいと思います。また、性的虐待では、子どもがその事実を告白してくることで発見されることが多く、最初の「告白」に対する教職員の対応はその後のケースマネジメントそのものを左右しかねないほど重要になります。

○性的虐待では、「性的虐待順応症候群」という概念があります。これは、子どもが性的虐待を受けているという事実を周囲の人に相談した時に、予想していた以上に強い反応や、「とんでもなく異常なことを聞いた」といった態度を示されてしまうことに驚き、一転して虐待されている事実を否定してしまうようになるという危険性を含んだ概念です。なんらかの意味で家庭内の性的な規範に歪みがない限り、子どもが純粋に虚言として性的虐待の被害を口にするということはほとんどないとも言われています。とにかく真摯な対応をすることが肝要になります。

一般的には、「誰にも言わない」という約束で話を聞き出すことが多いかもしれませんが、これは原則としては避けなければならない誘導です。この約束を遵守することは通告義務違反になりますし、この約束を破れば子どもとの信頼関係を裏切ることになるからです。

○性的虐待への対応は、まだ、相談体制や保護システムとしても不十分なところが多いのが事実です。学校現場でごく自然に行われる子どもとのスキンシップも、性的虐待の被害に遭っている子どもの場合には深刻なトラウマ体験を想起させることさえあります。今後、養護教諭、担任を含め、教職員の十分な研修等が必要な領域です。

## 事例6 父親が逮捕されてわかったネグレクト（ネグレクト）

ネグレクトをうけながら、第二人の面倒を見ていた事例

### 1 事例の概要

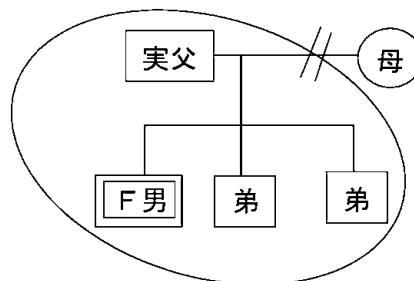
#### (1) 家族構成

父40代後半

本人F男17歳

弟小学校5年生

弟小学校3年生



#### (2) 事例対象児の行動傾向

- ・温厚な性格で、誰とでも仲良くできる人懐っこい性格である。
- ・1学期実力テストでクラス1位であった。
- ・クラス委員、部活動とアルバイトを両立していた。
- ・Yシャツの襟の汚れ、臭いが気になるようになった。

#### (3) 家庭生活の状況

- ・両親は、F男が小学校高学年の時に離婚した。離婚の原因は、父親の暴力と酒癖の悪さであった。もともと父親は運送会社を営んでおり、金回りがよく生活も派手であったが後に倒産してしまった。
- ・父親は、運送業で何日も帰ってこないため、2人の弟の面倒はF男が見ていた。

### 2 虐待の通告に至るまでの関わり

#### (1) 本人への関わり

##### ① 担任から

- ・6月頃からYシャツの襟の汚れや臭いが気になったので、話を聞いたところ、「母親がいないので、食事・洗濯が大変だ。弟たちの面倒をみるのが大変だ。でも大丈夫心配しないでほしい。」と言ったので深くは追求しなかった。

##### ② 養護教諭から

- ・F男は、自宅での生活のことや交際相手についても相談していた。その話の中で、「父親は、あまり家に帰ってこないけど、お金はもらっているので食べることはできる。」と話していた。
- ・何度か相談に訪れたが、話を聞いてもらうことによって安心した様子だった。虐待（ネグレクト）が疑われるような話はなかった。

#### 交際相手G子について（事例7）

G子も同じでクラス委員を務めていた。行事を中心に行ったり、クラスをまとめたり、共通の目標を持っていたことから仲が深まり、交際に発展したようだ。また、G子も父親からの暴力や、義母との関係など家庭的に問題を抱えており、お互いの境遇に共感し合っていたようだ。

G子は、1学期後半、クラス内での人間関係から精神的にパニックに陥り、保健室登校をするようになっていた。保健室で気に入らないことがあると暴れたり、F男と喧嘩をすれば自傷行為にはしるなど衝動的な行動が多いため、カウンセラーからは、心療内科への通院が必要と診断されていた。

## (2) 保護者への関わり

### ① 担任から

- ・ F男の学校での様子について父親に連絡をし、Yシャツの汚れのこと、家庭での様子について話を聞いたが、「母親がいないために、子どもたちには迷惑をかけているが、F男がしっかりしてくれるので助かっている。運送業で忙しいが自分もできるだけ家に帰るように努力する。」と言っていた。
- ・ 三者面談の時に父親と話したが、「息子を大学に進学させたい。勉強を頑張らせたい。」など、F男の進路についての話が多かった。交際相手のG子のことについてもふれたが、「本人達の問題ではあるが自宅に遊びに来ることもあるのでよく話はしている。」とのことだった。とても饒舌で、子どものことを真剣に考えている子煩悩な父親に感じた。

### ② 福祉関係課から

- ・ 担任あてに、「F男の父親が飲酒運転及び公務執行妨害で逮捕されたが、F男は学校に来ているか。」と電話があった。父親が逮捕された後、子どもたち3人は警察に保護されて児童相談所預かりとなったが、F男は、「高校に行きたい。」と訴えたため、自宅に返されたということだった。
- ・ 福祉関係課は、5年前から子どもたちの通う小学校や中学校から「洋服が洗濯されていない、給食費を滞納している、ネグレクトの疑いがある。」と通報を受け、自宅に行っては、その現状を把握し父親を指導していた。福祉関係課担当者と担任で家庭訪問をして、ネグレクト(養育不全)ではないかとなった。直ちに、校長と福祉関係課で相談して、福祉関係課から児童相談所に通告することになった。

## 3 通告後の支援等 (心理的ケアを含めて)

### (1) 父親逮捕後の支援

#### ① 福祉関係課から

- ・ 担当者、児童相談所職員、校長、担任、養護教諭、F男で今後の生活について話し合いをもった。
- ・ F男は、「父と離婚した母親の所在が知りたい。できれば母方の祖父母の家に行きたい。」と言った。福祉関係課担当者が、祖父母の所在を調べた。
- ・ 児童相談所職員が電話をしたところ祖父が応対し、「母親は再婚し新たな生活をしている。F男をしばらく預かってよい。」と言ってくれた。
- ・ 翌日、F男は学校終了後、福祉関係課担当者と共に自動車で祖父母宅に向かった。

#### ② 学校から

- ・ 父親が逮捕されたため、保証人である父方の祖父に連絡した。



- ・学年主任、担任で母方の祖父母宅を訪問し、F男、祖父母、母親を交え話し合った結果、F男の希望もあり母親が引き取ることになった。

#### 4 課題・状況・改善策等

##### (1) 本人について

- ・父親が逮捕された後、福祉関係課担当者の判断で学校に連絡があり、学校、福祉関係課及び児童相談所が連携し、祖父母への連絡を速やかに行い、F男の意志を尊重することができた。
- ・F男は母親に引き取られ、学校生活も順調に送っていたが、父親が出所する情報を聞きつけ家から逃亡したこともあった。しかし、日頃から担任が家庭・福祉関係課と連絡をとっていたため、三者が協力してF男を捜査し発見、迅速に対応することができた。

##### (2) 保護者（家族）について

- ・父親が出所後、F男を引き取りに学校を訪れたが、校長、学年主任、担任立ち会いの下、F男自身から自分の意志を父親に伝えさせ、トラブルなく父親と話し合いをもつことができた。
- ・2人の弟は、児童相談所から父方の祖父宅近くの養護施設に入所したが、1年後には父親の兄夫婦に引き取られた。しかし、父親が定職に就いた後、2人の弟たちを無理やり連れ戻し、他県へ移ってしまった。（福祉関係課から、役場に移転届が提出されたと担任に連絡があった。）その後、父親の実姉が、移住先でしばらく世話をしたりしていたようだ。F男も弟たちと連絡が取れない場合が多く、とても心配していた。自分が自立したら弟たちを引き取りたいと言っていた。

##### (3) 課題

- ・担任が、Yシャツの汚れなど些細な生徒の変化に気づきながらも、虐待を見抜けなかった。生徒の変化が気になった時は、担任だけで判断せず養護教諭やスクールカウンセラー等の職員と連携し、生徒の実態把握に努め、問題に早期に対応することが必要である。
- ・虐待の可能性を感じたら管理職に相談し、関係機関への連絡（警察や児童相談所など）や相談をし、事態が悪化する前に迅速に対応する必要がある。
- ・中学校との連携を図り、入学前に生徒の状況把握に努める必要がある。

#### ☞CHECK☞

このネグレクトは、「勉強ができる」ことでその発見が、高等学校まで持ち越されてしまった事例とすることができます。

福祉関係課は、虐待の情報は持っていたけれども、それが学校側には伝わらなかった事例です。中学校と高等学校の連絡や、福祉関係課と市町村育委員会そして学校間での連携及び情報共有は、大変重要です。



## 事例7 精神障害と診断されてからなくなった父親の暴力

### (身体的虐待・精神的虐待)

家庭生活で自分の居場所がなく、精神的障害のある事例

#### 1 事例の概要

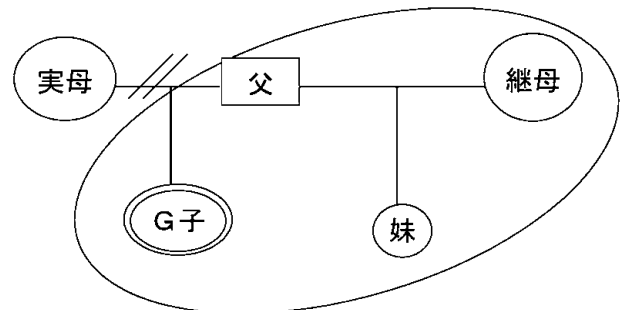
##### (1) 家族構成

父 40代後半

母 30代前半

本人 (G子) 高校1年生

妹 3歳



##### (2) 事例対象児の行動傾向

- ・自己中心的な性格である、落ち着きがなく、怪我が多い。
- ・40歳代後半以降の男性教諭を異常に嫌がる。
- ・クラス委員であるが、自己中心的な性格なため、人間関係のトラブルが多い。
- ・自分の思い通りにならないと子どものように癩癩を起こす。
- ・人間関係のもつれから教室に入れなくなり、保健室登校になった。

##### (3) 家庭での様子

- ・母親は継母で、妹も幼いので自分の居場所がない。
- ・父親が厳しく、帰宅時間、服装など何かと口を出し、時には暴力を振るう。
- ・G子の母親は、G子が小学校低学年の時に離婚した。継母は、その当時から父親と交際があったようで、G子の身の回りの世話を当時からしていた。父親と継母が正式に結婚したのは、G子が小学校高学年の時である。

#### 2 虐待の通告に至るまでの関わり

##### (1) 虐待が疑われた出来事

1学期の後半、G子は友人関係のもつれから教室に入ることができなくなった。保健室内でも気に入らないことがあると暴れたり、学校中を走り回ったりした。衝動的な行動が多いため、担任が父親に連絡をしたところ、学校には来たが「そんなことでいちいち電話してくるな。」と担任を怒鳴りつけ、G子を殴った。G子が興奮して泣き叫ぶと、更に父親が殴ろうとしたので周りの職員が父親を止めた。

##### (2) 学校の関わり (父親からの暴力について)

###### ① 本人へ

- ・別室にて、担任・養護教諭で家庭での状況を聞き出した。

(内容)

日頃から父親に殴られる、家に居場所がない。継母との関係は悪くないが、父親が絶対の権限を持っていて、継母も父親には何も言えない。継母も暴力を振られる時があるとのことだった。

- ・しばらく保健室登校をし、カウンセリングを受けた。

- ・担任が仲介して、もつれていた友人関係を修復することになった。
- ② 父親へ（G子の対応と同時進行）
  - ・父親には、暴力を振るわないように学校側から話をした。
  - ・学年主任（男性教諭）より、家庭での状況、G子の学校生活について話をしている中で、暴力は、問題の解決にならないばかりか身体的虐待になることを明確に伝えた。
- ③ 母親へ（後日）
  - ・母親と担任との信頼関係はできていたので、G子の変化など気になったことがあったら遠慮せず、学校に連絡してほしいとお願いした。
- (3) 通告に係る対応
  - ① 父親の暴力について、管理職から児童相談所に通告をした。
  - ② G子への指導方針について、校内で話し合いをもち、教職員の共通理解を図った。
    - ・友人関係を修復し、教室に復帰するよう促した。
    - ・教育相談委員会で、G子とともに両親もカウンセリングを受けるよう勧めた。
    - ・G子は、リストカットなど自傷行為を行ったり、気に入らないことがあると学校中を走り回るなどの行動を取ったりすることがあるので、学校でのカウンセリングと平行して、担任から心療内科への通院を促した。

### 3 通告後の支援等（心理的ケアを含めて）

- (1) 通告後の家庭の状況と学校の支援
  - ・父親の暴力は減ったようだが、興奮すると暴れることは続いた。
  - ・友人との人間関係は修復でき、教室に戻ることができたが、交際相手（同級生A男）とトラブルがあると自傷行為にはしったり、川に飛び込んだり、時には交際相手F男を殴る、蹴るなど暴力を振るうようになった。
  - ・両親のカウンセリングについては、父親がカウンセリングを受けることは難しいと判断し、母親のみ受けてもらった。母親のカウンセリングでは、母親のストレスを解消するため、心にためている事をはき出してもらうことに焦点を置いた。（スクールカウンセラーが3回のカウンセリングを行った。）
  - ① 本人へ
    - ・校内で週1回のカウンセリングを実施した。
    - ・G子の情報を共有し、何かあった場合には全職員が対応できるようにした。
  - ② 親へ
    - ・G子の学校での状況を父親に話すと再び暴力を振るうおそれがあるため、母親への連絡のみとした。家庭で母親から父親に学校からの話をしてもらった。
    - ・学校は、母親にG子の心療内科の受診を勧めた。
- (2) 学校としての対応
 

父親にG子の行動に異常な時がみられるので、一度、心療内科への受診を促したところ、憤慨して学校に乗り込んできた。明確な結果を持って父親を説得するため、市の保健センター内に設置されていた精神科医による診察をG子に受けさせ、母親、担任で診断結果の説明を受けた。

○ 受診して判明したこと及び状況

- ・心療内科への通院が必要であるとのことだった。

G子の精神状態は日を追うごとに悪化し、学校内での衝動的な行動が場所を問わず現れるようになった。その現状を踏まえ、校長、養護教諭、担任から心療内科へのG子の受診を父親に勧めたところ、納得してくれた。(保健センターでの診察結果を伝え、心療内科から精神科への通院を勧められ、治療をしながら学校生活を続けた。)

通院後も情緒不安定な状況は続き、他の生徒への影響も懸念されるようになった。治療をしても症状が安定せず、治療に専念するため2年生の1学期を終了した時点で退学をした。

#### 4 課題・状況・改善策等

(1) 本人について

- ・本校のスクールカウンセラーを有効に活用し、G子のケアと同時に母親のケアもできた。
- ・スクールカウンセラーが保健センターの精神科医に直接連絡をし受診できた。心療内科への通院が必要という結果が出た時点で父親を説得することができた。
- ・心療内科に通うようになってからは、父親からの暴力はなくなった。

(2) 課題

- ・両親のカウンセリングを目標にしたが、父親は応じず母親のみになった。
- ・父親は、担任が連絡をすると憤慨して学校に来ることが多かった。G子から聞いたことだが、父親も母親に捨てられ、施設で育ったことを知り、G子のケアだけではどうにもならない根の深さを痛感した。
- ・両親は退学させて治療に専念させたいと言ったが、本人は退学を望まず、結果的には両親が強引に退学をさせてしまった。G子が納得して退学もしくは休学し、治療に専念できる環境をつくれなかった。
- ・両親がG子の退学を申し出た時、スクールカウンセラーは、「もう少し学校でのケアができるのではないだろうか?」と言ったが、学校側は、親からの退学希望を無にはできなかった。学校現場でこのような生徒を扱うにあたっての限界を感じた。
- ・カウンセラーによると、小学校低学年から高学年にかけての記憶があまりなく、父親に近い年齢の男性を極端に拒絶することに対し、若い異性には異常にベタベタする行動をみると、性的虐待を受けていた可能性も否定できないとのことだった。

#### ☞CHECK☞

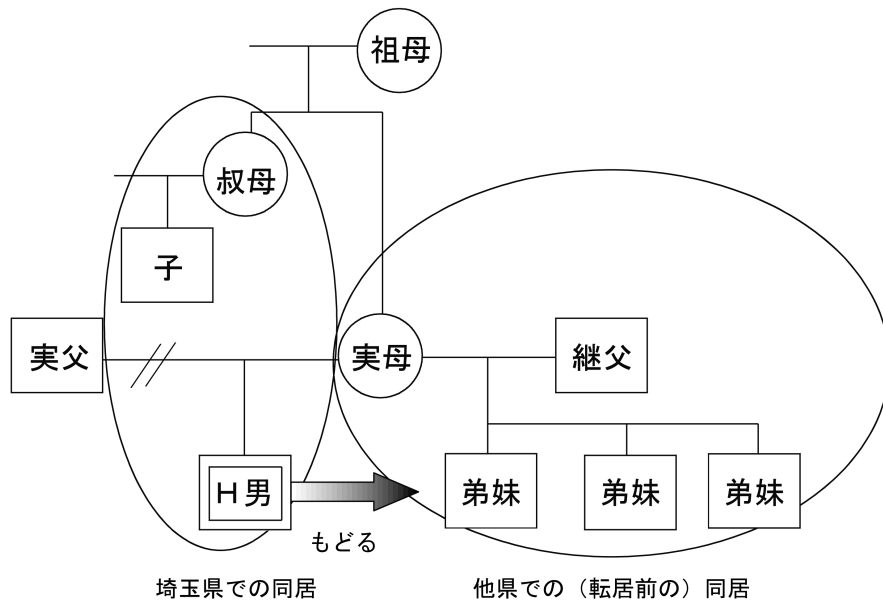
高等学校段階では、ある程度まで問題が大きくなると、学校生活そのものが継続できなくなるという特徴が見られるようになります。本事例は、学校にできることの限界を見極めながらも、学校としてできることは何かを模索したよい例です。退学後も学校に姿を見せる生徒の心情を考えると、学校では、日頃から教員と生徒との信頼関係を築いておくことが大切です。

## 事例8 保護者と別居している生徒（ネグレクト）

学校が組織的に中心となり、関係機関と連携を図りながら対応した事例

### 1 事例の概要

#### (1) 家族構成



実父（年齢不明）※実母とは離婚

実母（年齢不明）

H男（15歳男）※他県で実母、継父、幼い弟妹と同居していた。

継父（年齢不明）※実母と再婚

幼い弟妹3人（年齢、性別不明）

祖母（年齢不明）※母方の実祖母。本人とは別居。経済的には面倒を見ている。

叔母（年齢不明）※実母の妹。幼い子どもがいる。現在本人と同居。

#### (2) 事例対象児童の行動傾向

- ・ H男は、他県では生徒指導上での問題や継父との関係が悪かったためか、保護者と別居し埼玉県に転居してきた。
- ・ 埼玉県での身元引受人である祖母とは同居せず、若い叔母宅に住所を移し、該当校へ転入した。叔母、叔母の小さな子どもと同居したが、生活の基盤である家庭がしっかりしていない。
- ・ 朝から登校することではなく、教室に入ることもない。週に2～3日の割合で遅刻して昼頃に登校し、教室ではなく別室で担任と面談し、早退して帰ってしまった。
- ・ 学校で暴力行為をしたり、他の生徒に影響を与えたり、授業妨害等をしたりすることはない。
- ・ 髪を金髪に染めたり、ピアスを付けたり、これまで着ていた規格外の制服を着ている。担任が改めるよう指導しても受け入れることはなかった。
- ・ 日中や夜間に街中をふらふらしていて、警察に呼び止められたこともあった。
- ・ 目立つ服装なので、高校生から恐喝されそうになったこともあった。しかし、加害者として事件を起こすことはなかった。

## 2 虐待の通告に至るまでの関わり

### (1) 学校の関わり

#### ① 本人へ

- ・本人が登校した際には、担任を中心に、該当学年の教諭が一丸となって対応し、本人の生活態度や学校への登校、学習への取り組み等について指導を継続した。
- ・本人との人間関係ができている担任の話は聴くが、服装や頭髪等の生活態度や学習への取組に対する指導については受け入れず、改善されない。

#### ② 保護者等へ

- ・他県にいる両親とは、一切連絡が取れない。また、身元引受人である祖母とも直接連絡を取ることができない。
- ・転入の手続きも、保護者としての連絡先も、同居している叔母が窓口になっている。しかし、叔母も仕事が忙しく、なかなか連絡が取れない。家庭訪問しても不在のことが多い。

### (2) 関係機関との連携

#### ① 市教育委員会

生徒指導上での課題もあったため、学校から市教育委員会生徒指導担当に相談した。保護者と別居しており、身元引受人の祖母とも同居していないという点から児童虐待（ネグレクト）が疑われると指摘を受けた。

#### ② 児童相談所

児童相談所への通告は、市教育委員会から行われることもある。また、福祉関係課が通告の窓口となっているが、当事者と直接関わり、詳細な事情を把握している学校が主体的に通告することがよいのではないかと、市教育委員会と相談し、学校が児童相談所へ通告した。

#### ③ 要保護児童対策地域協議会

両親、祖母とは同居していないが、ともに了解の上での叔母との同居であり、衣食住にかかわる経済面で困窮しておらず、生命にかかわる緊急性がないので、福祉関係課を中心に地域の関係機関で組織されている要保護児童対策地域協議会で、継続して学校をバックアップしていくことになった。

## 3 通告後の支援等（心理的ケアを含めて）

### (1) 学校からの支援

学校では、担任を中心に学年の教諭全員で対応してたが、さらに児童虐待対応キーパーソン（当該校では人権教育主任）が中心となり、生徒指導部、教育相談部、人権教育部、該当学年等の各部の連携を図り、情報を共有しながら、学校組織が一丸となって対応するようにした。

#### ① 本人へ

- ・本人と担任との人間関係ができていたので、担任が積極的にかかわることができた。特に生徒指導面での事柄を中心に、卒業後の進路を意識させ、自らの生活態度の改善を促した。

- ・本人が登校しない日は、担任が本人に電話で連絡を取ったり、家庭訪問をしたりした。しかし、夜、家庭訪問をしても不在で会えないこともあった。

② 保護者（実母、祖母、叔母へ）へ

- ・1学期末に、実母が学校を訪問した。祖母や本人が同席のもと、担任と教頭で面談を行った。これまでの指導と同様に、卒業後の進路を意識させることで、生活面の改善、学習への意欲を高めるようにした。実母や祖母も同様の意向であった。
- ・埼玉県での生活の様子、学校での様子等を実母、祖母に伝え、本人にとってよりよい生活環境について話し合った。その結果、夏季休業中に他県の両親の下に連れ帰り、元の生活にもどすことになった。
- ・実母は夏休み中に本人を連れ帰りたかったようだが、本人は同意しなかった。

(2) 市教育委員会等からの支援

- ・市教育委員会は、生徒指導担当、人権教育担当が連携を図り、学校での本人や家族への指導に対して支援を行っていった。
- ・市教育委員会では、人権教育担当が中心となり、福祉関係課と連携を図り、要保護児童対策地域協議会で、本人や叔母に対しての支援が行われるように働きかけた。

#### 4 現時点での課題・状況・改善策等

(1) 学校について

- ・H男が帰省した夏季休業中も担任を中心に、実母と連絡を取り合いながら、本人の生活について見守った。元の家庭での安定した生活をすることができた。
- ・今後の本人の生活について話し合った結果、2学期以降も引き続き、元の家庭で生活することが本人にとってよりよい選択であると結論を得て、2学期より前籍校へ転出することになった。
- ・学校として、転出の手続きとともに、前籍校への連絡を行い、継続した指導が行われるよう情報交換を密にし、連携を図れるようにした。

(2) 家庭について

- ・学校から継続して実母や継父へ連絡を取り、本人にとってよりよい生活（就学）について支援を行うようにしている。

(3) 関係機関との連携について

- ・市教育委員会より、前籍校所管の教育委員会とも連携を図り、本人や家庭への支援が行われるようバックアップしていく。

#### ☞CHECK☞

生活基盤そのものに複雑な課題を抱えていた事例です。この事例では、関係機関がチームで適切な対応をし、事例の生活基盤そのものを変えていくことに成功しています。こうした動きを必要とする事例では、学校の果たす役割がともすると副次的に見えますが、実は不安定な生活基盤にいる生徒の当面の生活の安定を支えるという大きな使命を担っているということが言えます。